

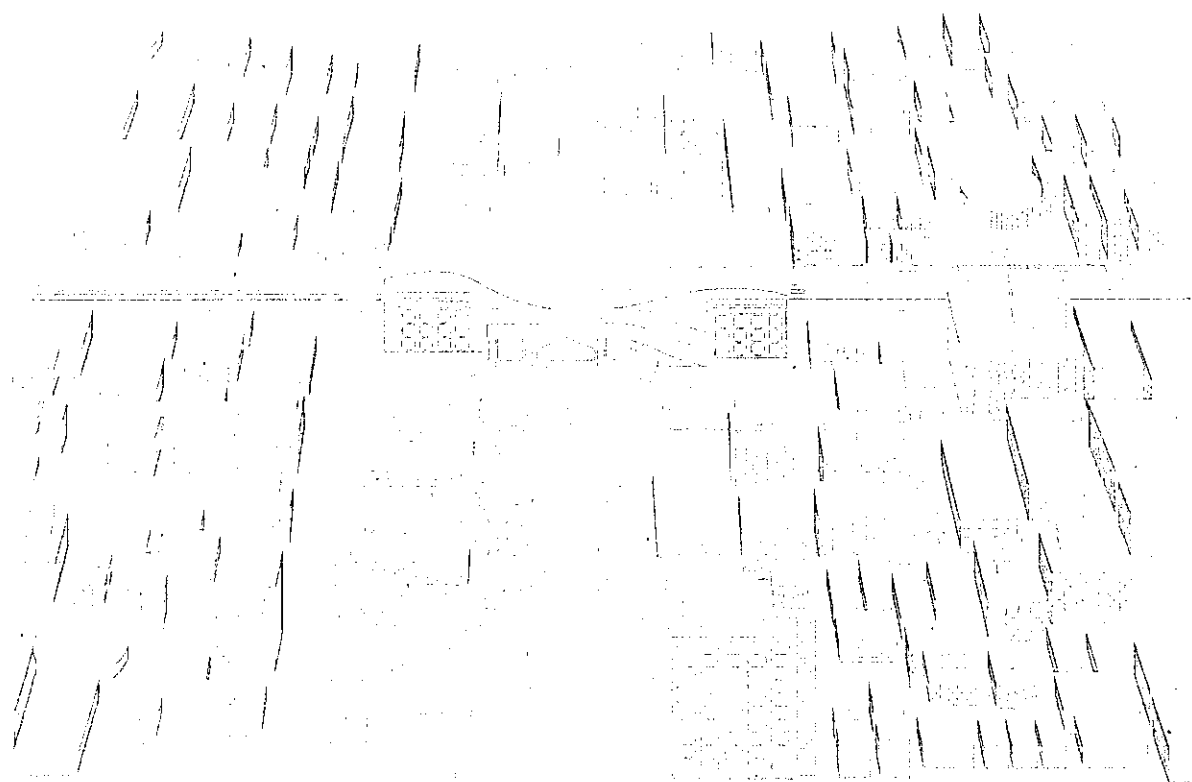
改訂版

道路の移動等円滑化 整備ガイドライン

(道路のバリアフリー整備ガイドライン)

～道路のユニバーサルデザインを目指して～

●編集・発行／財団法人 国土技術研究センター



4-3 乗合自動車停留所を設ける歩道等の高さ

道路移動等円滑化基準

乗合自動車停留所

(高さ)

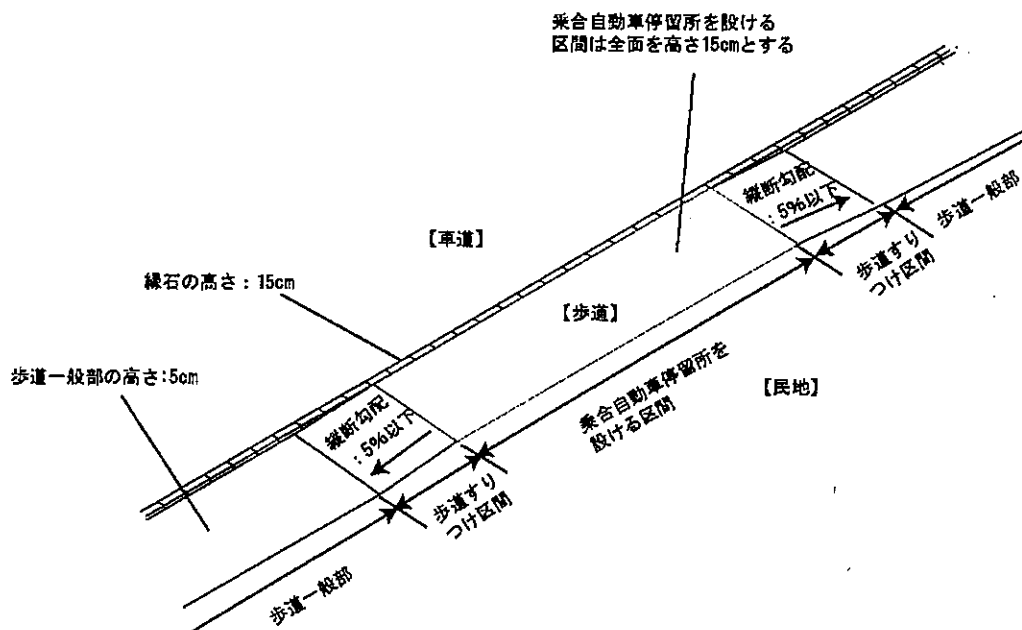
第17条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、15センチメートルを標準とするものとする。

高齢者、障害者等が低床バスに円滑に乗降できる高さとして、当該停留所の部分の歩道等の高さは15cmを標準とするものとする。

ただし、道路の構造上やむを得ない場合等バスが正着できない場合は15cmにこだわらず、高さの調整等により、車いす使用者等が円滑に利用できる構造とするものとする。

法第2条第23項ハにおいてバスの低床化を公共交通特定事業に位置付けるとともに、移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成27年までに原則として低床化された車両に代替することとしていることから、停留所については、低床バスに適合した構造とする必要がある。

ここでいう低床バスとは、スロープ板を出して、車いす使用者が歩道から直接乗降できるようにしたものである。当該バスが歩道に近接し、適切にスロープ板を設置できる歩道の高さは、一般的に15cmであることから、停留所部分の歩道の高さは15cmを標準とする。



※有効幅員は、水平部分のみとするものとする。

※セミフラット型の歩道における、ストレート型での整備例。

※乗合自動車停留所の区間の長さは、歩行者の滞留人数を考慮して乗合自動車の乗降に支障がない範囲を15cmに嵩上げするものとする。

※停留所が連担して、停留所付近の歩道が波打ち状になる場合には、セミフラット歩道などにかかわらず歩道高を嵩上げするものとする。

図4-8 乗合自動車停留所を設ける歩道の構造の例



(島根県浜田市)

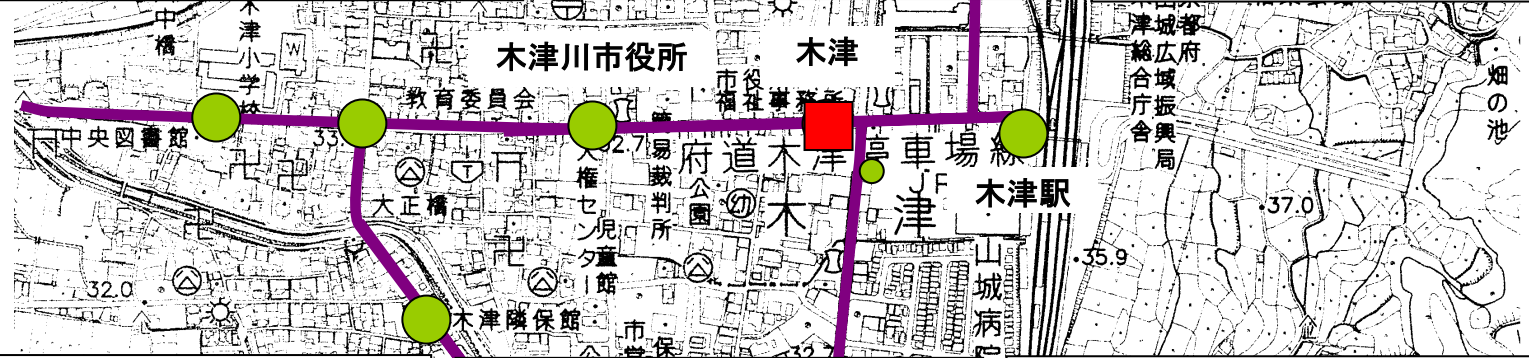


(沖縄県那覇市)

写真4-8 歩道高さを調節した事例

木津バス停 現況

→
木津駅方面



←
山王川駅方面